

刈谷市三世代同居等住宅取得等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世代間で助け合い、子育て世帯が安心して生活できる居住環境の形成を図るため、三世代で同居し、又は近居するために住宅の取得等を行う者に対し交付する刈谷市三世代同居等住宅取得等支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子家族 補助金の交付を申請する日（以下「交付申請日」という。）において、15歳に達した日の属する年度の末日以前の者（第8条に規定する補助対象事業の認定を申請する日（以下「認定申請日」という。）において、出産予定であることが母子健康手帳で確認でき、出生後に同居する予定の者を含む。以下「孫」という。）及びその者の父又は母（以下「子」と総称する。）が属する世帯で、同居するもの（当該世帯に親が属する場合は、親を除く。）をいう。
- (2) 親 子のいずれかの二親等内の直系尊属をいう。
- (3) 親家族 親の属する世帯（当該世帯に孫及び子が属する場合は、孫及び子を除く。）をいう。
- (4) 三世代 孫、子及び親をいう。
- (5) 三世代同居等 子家族と親家族が同居し、又は近居することをいう。
- (6) 同居 子家族及び親家族が市内の同一の住宅に居住することをいう。
- (7) 近居 交付申請日時点において、親家族が市内に住所を有し、かつ、子家族及び親家族が市内の同一又は隣接の小学校区（小学校学区制条例（昭和26年条例第10号）第2条に規定する学区をいう。）内に存する別棟又は別住戸である住宅に居住することをいう。
- (8) リフォーム 新たに同居するために、子又は親が市内に所有する住宅で行う工事であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 調理室、浴室、便所及び玄関のうち1種類以上の増設又は改修

イ 間仕切壁（建具を含む。）の設置又は撤去

（９）併用住宅 その一部を人の居住の用に供する住宅をいう。

（補助対象事業）

第３条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

（１）次のいずれかに該当するもの

ア 三世代で同居するために行う次のいずれかに該当するもの

（ア）市内における住宅の新築

（イ）市内に所在する住宅の増築又は改築（これらに係る部分の床面積の合計が１０平方メートルを超えるものに限る。）

（ウ）市内に所在する住宅のリフォーム（子家族又は親家族のいずれか一方が当該住宅に住所を変更するものに限る。）

（エ）市内に所在する住宅の取得

イ 三世代で近居するために市内に住宅を新築し、又は市内に所在する住宅の取得をするもの（子家族がこれらの住宅に住所を変更するものに限る。）

（２）第９条の規定による認定を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに住宅の新築、増築、改築若しくはリフォームの工事又は取得の契約に係る支払を完了するもの

（３）前号の規定による完了の日の属する年度の末日までに同居又は近居を開始するもの

（補助対象者）

第４条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす子とする。ただし、前条第１号アに該当する補助対象事業にあつては、子又は親とする。

（１）認定申請日において、その子及び親の関係で補助金の交付を受けたことがないこと。

（２）同居又は近居をする者全員が暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成２４年条例第８号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 市が賦課徴収を行う税金を滞納していないこと。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 補助対象者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記がされているものであること。

(2) 補助対象者及びその配偶者の所有権割合の合計が2分の1以上であること。

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に新築、増築又は改築をされたものであること。

(4) 補助対象者の三世代同居等に係る居住の用に供する部分（以下「三世代同居等供用部分」という。）の床面積が50平方メートル以上であること。

(5) 令和3年4月1日以後に当初の工事請負契約又は売買契約を締結したものであること。

(6) 近居にあつては、子家族の居住の用に供するものであること。

(7) 併用住宅にあつては、三世代同居等供用部分が全体の延べ面積の2分の1以上を占めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者及びその配偶者の三親等内の血族が所有する住宅を取得する場合は、補助対象住宅としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、三世代同居等に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち次に掲げるもののいずれかとする。

(1) 住宅の新築等に係る次の費用

ア 住宅の新築、増築又は改築の工事に要する費用

イ 住宅の取得に要する費用

(2) リフォームに要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は、補助対象経費としない。

(1) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る費用（取得する住宅に付随するものを除く。）

(2) 本市の他の補助金等の交付の対象となる費用

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助対象経費の額が100万円に満たないときは、これを交付しない。

(1) 前条第1項第1号に掲げる費用 次の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 同居の場合 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、80万円を限度とする。)

イ 近居の場合 20万円

(2) 前条第1項第2号に掲げる費用 30万円

2 前項の規定にかかわらず、子と同居する孫の人数が3以上である場合に該当する補助対象者に係る補助金の額は、同項の規定による補助金の額に10万円を加算した額とする。

(認定の申請)

第8条 補助対象事業の認定を受けようとする者は、補助対象住宅に係る当初の工事請負契約又は売買契約を締結する前に、三世代同居等住宅取得等支援補助金補助対象事業認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 三世代同居等関係確認書(様式第2号。以下「関係確認書」という。)

(2) 補助対象住宅の所在地(予定地を含む。)が確認できる書類

(3) 補助対象住宅の延べ面積(増築又は改築をする場合にあってはこれらに係る部分の床面積、併用住宅にあっては三世代同居等供用部分の床面積を含む。)が確認できる書類

(4) 補助対象経費の額が確認できる見積書等の写し

(5) 戸籍謄本等三世代の関係が確認できる書類

(6) 母子健康手帳の写し(孫が胎児の場合に限る。)

(7) 補助対象住宅の平面図(三世代同居等供用部分を明示するものとし、併用住宅の場合に限る。)

(認定の決定等)

第9条 市長は、認定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは三世代同居等住宅取得等支援補助金補助対象事業認定通知書(様式第3号)により、適当でないと認めたときは三世代同居等住宅取得等支援補助金補助対象事業認定申請却下通知書(様式第4号)により当該認定申請書を提出した者に通知するものとする。

(計画の変更)

第10条 補助対象事業の認定を受けた者(以下「認定対象者」という。)は、当該認定に係る内容を変更しようとする場合は、三世代同居等住宅取得等支援補助金補助対象事業変更承認申請書(様式第5号。以下「承認申請書」という。)に係る確認書その他の変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定変更の承認等)

第11条 市長は、承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは三世代同居等住宅取得等支援補助金補助対象事業変更承認通知書(様式第6号)により、適当でないと認めたときは三世代同居等住宅取得等支援補助金補助対象事業変更承認申請却下通知書(様式第7号)により当該承認申請書を提出した者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第12条 認定対象者は、補助対象事業を廃止する場合は、三世代同居等住宅取得等廃止届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第13条 補助金の交付を受けようとする認定対象者は、第3条第2号の規定による完了の日の属する年度の末日までに三世代同居等住宅取得等支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第9号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 同居又は近居を開始したことが確認できる子家族及び親家族の住民票の写し

(2) 補助対象住宅の登記事項証明書

(3) 補助対象住宅の写真(リフォームを行った場合にあっては、当該リフォーム箇所の工事実施前後の写真)

(4) 工事請負契約書又は売買契約書の写し

(５) 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し又はこれに類するもの

(６) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第１４条 市長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは三世代同居等住宅取得等支援補助金交付決定通知書（様式第１０号）により、適当でないと認めたときは三世代同居等住宅取得等支援補助金交付申請却下通知書（様式第１１号）により当該交付申請書を提出した者に通知するものとする。

(実績報告)

第１５条 規則第１０条の規定による実績報告は、第１３条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

(解消の報告)

第１６条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請日から３年が経過する前に三世代同居等の解消（死亡によるものを除く。）をしたときは、三世代同居等解消報告書（様式第１２号。以下「報告書」という。）により市長に報告しなければならない。

(実態確認)

第１７条 市長は、交付申請日から３年が経過した時点において、三世代同居等の実態を確認するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第１８条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、三世代同居等住宅取得等支援補助金交付決定取消通知書（様式第１３号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(１) この要綱の規定に違反したとき。

(２) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(３) 交付申請日から３年が経過する前に、三世代同居等供用部分を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は取り壊したとき。

(４) 報告書の提出があったとき。ただし、療養、転勤、通学等のための転居又は転出その他のやむを得ない事由により第１６条に規定する解消をした場合

を除く。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消されたときは、補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

3 第1項第4号に該当したことにより返還すべき補助金の額は、交付を受けた補助金の額から、当該額を3で除した額に交付申請日から三世代同居等の解消をした日までの年数（1年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和3年4月1日から同年6月30日までの間に補助対象住宅に係る当初の工事請負契約又は売買契約を締結した者に係る第8条の規定の適用については、「補助対象住宅に係る当初の工事請負契約又は売買契約を締結する前」とあるのは、「令和3年7月30日まで」とする。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する補助対象者のうち令和3年6月30日までに補助対象住宅の新築、増築、改築若しくはリフォームの工事又は取得の契約に係る支払を完了したものについては、認定対象者とみなして第13条の規定を適用する。この場合において、同条中「第3条第2号の規定による完了の日から3月を経過する日又は当該完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日」とあるのは「令和3年9月30日」と、同条第3号中「工事実施前後の写真」とあるのは「写真」とする。

4 前項の規定の適用を受けた補助対象者は、交付申請書に同項の規定の適用後の第13条第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1）関係確認書

（2）戸籍謄本等三世代の関係が確認できる書類

（3）母子健康手帳の写し（孫が胎児の場合に限る。）

（4）増築又は改築に係る部分の床面積が確認できる書類（増築又は改築を行っ

た場合に限る。)

(5) 三世代同居等供用部分の床面積が確認できる書類(併用住宅の場合に限る。)

(6) 補助対象住宅の平面図(三世代同居等供用部分を明示するものとし、併用住宅の場合に限る。)

(この要綱の失効)

5 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

6 令和8年度に第8条の規定による認定の申請をする者に係る第3条の規定の適用については、同条第2号中「翌年度の末日」とあるのは、「末日」とする。

7 附則第5項の規定にかかわらず、令和9年3月31日以前に補助金の交付の決定を受けた者に係る第17条の規定による確認並びに第18条の規定による交付決定の取消し及び補助金の返還については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第7項の改正規定は、同年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年4月1日から同年6月30日までの間に補助対象住宅に係る当初の工事請負契約又は売買契約を締結した者に係る刈谷市三世代同居等住宅取得等支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第8条の規定の適用については、同条中「補助対象住宅に係る当初の工事請負契約又は売買契約を締結する前」とあるのは、「令和6年7月30日まで」とする。

3 令和5年度に補助対象住宅(改正前の要綱第2条第11号に規定する分家住宅等を除く。)に係る当初の工事請負契約又は売買契約を締結した者(当該者及びその親が、それらの者の関係で補助金の交付を受けたことがない者に限る。)であって、令和6年4月1日から同年12月31日までに補助対象住宅の新築、増築、改築若しくはリフォームの工事又は取得の契約に係る支払を完了したものについては、認定対象者とみなして改正後の要綱第13条の規定を適用する。この場合において、同条第3号中「工事実施前後の写真」とあるのは、「写真」とする。

4 前項の規定の適用を受けた者は、交付申請書に同項の規定の適用後の改正後の要綱第13条各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 関係確認書

(2) 戸籍謄本等三世代の関係が確認できる書類

(3) 母子健康手帳の写し（孫が胎児の場合に限る。）

(4) 増築又は改築に係る部分の床面積が確認できる書類（増築又は改築を行った場合に限る。）

(5) 三世代同居等供用部分の床面積が確認できる書類（併用住宅の場合に限る。）

(6) 補助対象住宅の平面図（三世代同居等供用部分を明示するものとし、併用住宅の場合に限る。）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市三世代同居等住宅取得等支援補助金交付要綱は、令和7年4月1日以後にされた同要綱第8条の規定による認定の申請（同日以後にされた同要綱第10条の規定による計画の変更の申請（次項に規定する計画の変更の申請を除く。）を含む。）に係る補助金について適用する。

3 令和7年4月1日前にされた刈谷市三世代同居等住宅取得等支援補助金交付要綱第8条の規定による認定の申請及び同日以後にされた同要綱第10条の規定による計画の変更の申請（同日前の同要綱第8条の規定による認定の申請（改正前の同要綱第7条第2項第1号に定める額を同条第1項に規定する補助金の額に加算されるものとして同要綱第9条の規定による認定の決定を受けたもの（この項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に限る。）に係る計画の変更の申請で、同年3月31日における改正前の同要綱第2条第8号に規定する居住誘導区域に居住するものに係るものに限る。）に係る補助金については、なお従前の例による。